

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月17日
【会社名】	株式会社シード
【英訳名】	SEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦壁 昌広
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷二丁目40番2号
【電話番号】	(03)3813-1111
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 鎌田 清
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷二丁目40番2号
【電話番号】	(03)3813-1111
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 鎌田 清
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,339,556,400円 オーバーアロットメントによる売出し 212,261,400円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	783,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年2月17日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成26年2月17日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から117,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成26年2月17日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式117,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成26年2月26日(水)から平成26年3月4日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	783,000株	1,339,556,400	-
計(総発行株式)	783,000株	1,339,556,400	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## （２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	- (注) 3	100株	自 平成26年 3月 5日(水) 至 平成26年 3月 6日(木) (注) 4	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年 3月11日(火)

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年 2月26日（水）から平成26年 3月 4日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.seed.co.jp/company/ir/news/index.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額（会社法上の払込金額）は資本組入れされません。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年 2月25日（火）から平成26年 3月 4日（火）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年 2月26日（水）から平成26年 3月 4日（火）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年 2月26日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年 2月27日（木） 至 平成26年 2月28日（金）」

発行価格等決定日が平成26年 2月27日（木）の場合、申込期間は「自 平成26年 2月28日（金） 至 平成26年 3月 3日（月）」

発行価格等決定日が平成26年 2月28日（金）の場合、申込期間は「自 平成26年 3月 3日（月） 至 平成26年 3月 4日（火）」

発行価格等決定日が平成26年 3月 3日（月）の場合、申込期間は「自 平成26年 3月 4日（火） 至 平成26年 3月 5日（水）」

発行価格等決定日が平成26年 3月 4日（火）の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、平成26年 3月12日（水）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 小石川支店	東京都文京区小石川一丁目15番17号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	626,500株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	87,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	43,500株	
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号	13,000株	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	13,000株	
計	-	783,000株	-

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,339,556,400	8,000,000	1,331,556,400

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,331,556,400円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限198,163,600円と合わせ、手取概算額合計上限1,529,720,000円について、平成27年6月までに、当社鴻巣研究所(埼玉県鴻巣市)に建設中の新工場建物(2号棟、平成26年8月完成予定)の建設資金及び製造設備(平成27年3月完成予定)の新設資金の一部に充当する予定です。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	117,000株	212,261,400	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から117,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項

2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.seed.co.jp/company/ir/news/index.html>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成26年2月7日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成26年3月5日(水) 至 平成26年3月6日(木) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成26年3月12日（水）であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月17日）現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成26年3月12日（水）に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から117,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、117,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年2月17日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式117,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当）を、平成26年3月27日（木）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年3月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 117,000株                           |
| (2) 払込金額の決定方法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 割当先        | 野村證券株式会社                                  |
| (4) 申込期間（申込期日） | 平成26年3月26日（水）                             |
| (5) 払込期日       | 平成26年3月27日（木）                             |
| (6) 申込株数単位     | 100株                                      |

#### 2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年2月26日（水）の場合、「平成26年3月1日（土）から平成26年3月19日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月27日（木）の場合、「平成26年3月4日（火）から平成26年3月19日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月28日（金）の場合、「平成26年3月5日（水）から平成26年3月19日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月3日(月)の場合、「平成26年3月6日(木)から平成26年3月19日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月4日(火)の場合、「平成26年3月7日(金)から平成26年3月19日(水)までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である新井隆二、浦壁昌広及び新井隆康は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨並びに新井隆二は、新井隆二が委託者として当社株式の保管及び管理を目的とした信託契約を締結しているみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社及び株式会社SMB C信託銀行(以下「信託銀行」と総称する。)の所有株式についても、信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。



## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



## 第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  及び社章  を記載いたします。

・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年2月18日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年2月26日から平成26年3月4日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.seed.co.jp/company/ir/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下の「1 はじめに」から「5 トピックス」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1 はじめに

# SEED

「見える」をサポートします

シードが、コンタクトレンズの研究を開始したのは昭和26年（1951年）、半世紀以上にわたり、「見える」をサポートしてまいりました。社名の「シード（SEED）」は、英語で「種子」という意味。無限の新分野に種をまき、結実した「成果」を収穫し続けていくことで、これからも皆さまの「見える」をサポートしてまいります。

## 2 事業の概況

### ■ 会社概要 ※平成25年12月末現在

【 設 立 】	昭和32年（1957年）10月9日
【 資 本 金 】	18億4,128万円
【 本 社 】	東京都文京区本郷二丁目40番2号
【 従 業 員 数 】	連結 571名
【 連 結 子 会 社 】	国内 2社 海外 2社（上海、シンガポール）
【 非 連 結 子 会 社 】	国内 1社 海外 2社（ベルギー、マレーシア）



本社外観

### ■ 沿革

昭和32年（1957年）10月	会社設立。商号、株式会社東京コンタクトレンズ研究所
昭和47年（1972年）12月	我が国初のソフトコンタクトレンズ「マイコンソフト」発売
昭和59年（1984年）11月	酸素透過性ハードコンタクトレンズ「マイコンハイO」発売
昭和60年（1985年）11月	ブランド名を「マイコン」から「シード（SEED）」に変更
昭和62年（1987年）2月	株式会社シードと商号を変更
平成元年（1989年）12月	社団法人日本証券業協会に株式店頭登録
平成13年（2001年）11月	総合研究所（横浜市）を設立 （昭和63年設置の大宮研究所を、平成3年設置の横浜研究所に統合）
平成15年（2003年）10月	両面モールド製法の製造特許取得（使い捨てソフトコンタクトレンズの製造が可能となる）
平成16年（2004年）6月	国内初の2週間交換ソフトコンタクトレンズ「シード 2ウィークビューア」発売
12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年（2007年）7月	湘南研究所（鎌倉市）を竣工（1日使い捨てレンズの製造拠点の位置付け）
平成21年（2009年）3月	国内初の1日使い捨てソフトコンタクトレンズ「シード ワンデービューア」発売
平成22年（2010年）1月	浦野昌広、6代目社長就任
4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所、JASDAQ（現 東京証券取引所、JASDAQ（スタンダード））に上場
平成23年（2011年）1月	鴻巣研究所及び本社学術部、品質保証部における医療機器品質マネジメントシステムの国際標準規格「ISO13485」の取得及び、EU圏安全規制適合マークである「CE マーキング」の指令適合
9月	SEED Contact Lens Europe S.A.（ベルギー）を設立
10月	SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、英籍（上海）商貿有限公司（現・連結子会社）を設立
10月	「シード ワンデービューアうるおいプラス」発売
平成24年（2012年）7月	「シード アイコフレクンターUV」発売
11月	総合研究所における国際標準規格「ISO13485」の取得

### 3 事業の内容

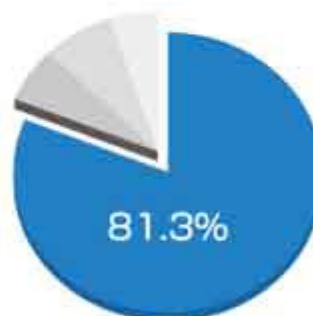
コンタクトレンズ事業を中心に、コンタクトレンズケア用品事業、眼鏡事業など多くの事業を展開しております。その事業のすべてが「見える」をサポートしています。

#### ■ コンタクトレンズ事業

シードでは現在、さまざまな機能・特長をもったコンタクトレンズを製造販売しております。

純国産1日使い捨てコンタクトレンズ「シード ワンデーピュアうるおいプラス」、2週間交換レンズ「シード 2ウィークピュア」をはじめ、女性に人気の瞳をくっきり見せるサークルレンズ「シード アイコフレワンデーUV」のほか、乱視用レンズや遠近両用レンズなど、各種テクニカルレンズにも力を入れています。使い捨てタイプのレンズから、従来型のハードコンタクトレンズ・ソフトコンタクトレンズに至るまで、お客様の多様なニーズに対応できる商品を取り揃えております。

昭和26年(1951年)にコンタクトレンズの研究を開始して以来、シードのコンタクトレンズ事業における歩みは、日本のコンタクトレンズの進化の歴史であると自負しております。今後も、より安全で高品質な商品をご提供させていただくとともに、高度化・分散化する消費者ニーズに合わせて、機能性商品の充実を図ってまいります。



連結売上高構成比(平成25年3月期)



国内コンタクトレンズ市場全体  
(外資・国内メーカー比率)



当社シェアは市場全体の伸び幅以上に着実に推移。

国内1日使い捨てタイプ市場



1日使い捨てタイプは全体の50%程度で推移するなか、当社はシェアを拡大。

## ■ コンタクトレンズケア用品事業

シードのコンタクトレンズケア用品事業は、ケア用品全般を取り扱っています。快適なコンタクトレンズライフを実現するために、1日使い捨て以外のコンタクトレンズでは毎日のケアは必要不可欠です。

ソフトコンタクトレンズ用ケア用品では「シードゥ ソフトケア ピュア」「ソフトメイト」、ハードコンタクトレンズ用では「ピュアティ モイスト」を主力商品とし、簡便で確実なケアが行える商品の開発に取り組んでまいりました。

近年では、化粧品などの油性汚れを落とすためのジェルタイプのクリーナー「ジェルクリンS」や、レンズ装着時の異物感・ゴロゴロ感を抑え、レンズを保湿する装着液「Seedrop (シードロップ)」など、より清潔で快適にコンタクトレンズをお使いいただくためのアイテムも展開しております。

6.2%



連結売上高構成比(平成25年3月期)



シードゥ ソフトケア ピュア



ピュアティ モイスト



ジェルクリンS



シードロップ



## ■ 眼鏡事業

シードの眼鏡事業は、眼鏡フレームと眼鏡レンズの2つを柱として展開しております。

眼鏡フレームは、美しさ、自分らしさ、女性らしさを演出する「Vivid Moon (ビビッド ムーン)」や、10代後半～20代のピュアヤングのための「進行部」ブランド「plusmix (プラスミックス)」を中心に、その他、ファッション雑誌「VIVI」のカワイイをたくさん詰め込んだライセンスブランド「VIVI fleurs (ヴィヴィ フルール)」、幅広い年齢層をターゲットとした「crocs」のメガネフレーム「crocs eyewear (クロックス アイウェア)」などファッション性に富んだ商品を取り揃えております。今後も、品質の高さを追求することはもちろん、固定観念にとらわれない新しいアイデアを企画・商品化することで、ユーザーの方々にご満足いただける商品をご提供できるよう挑戦を続けてまいります。

7.7%



連結売上高構成比(平成25年3月期)



プラスミックス



ヴィヴィ フルール



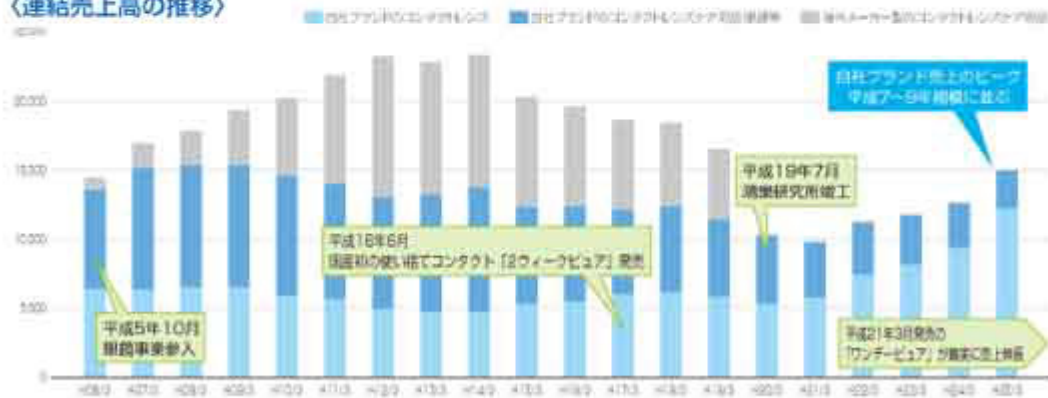
クロックス アイウェア

## ■ シードの歩み

当社における売上のピークは平成14年3月期ではありましたが、その売上の約4割は海外メーカー製コンタクトレンズケア用品の国内代理店業（卸売業）としてのものでした。見込みの売上ボリュームはあっても利益率は低いという事業構造から脱却すべく、使い捨てレンズ事業の強化と自社製品の研究開発・製造体制強化に立ち戻りました。平成16年には国内初の2週間交換レンズを発売、さらに平成21年には、自社製品の1日使い捨てレンズの発売に至りました。

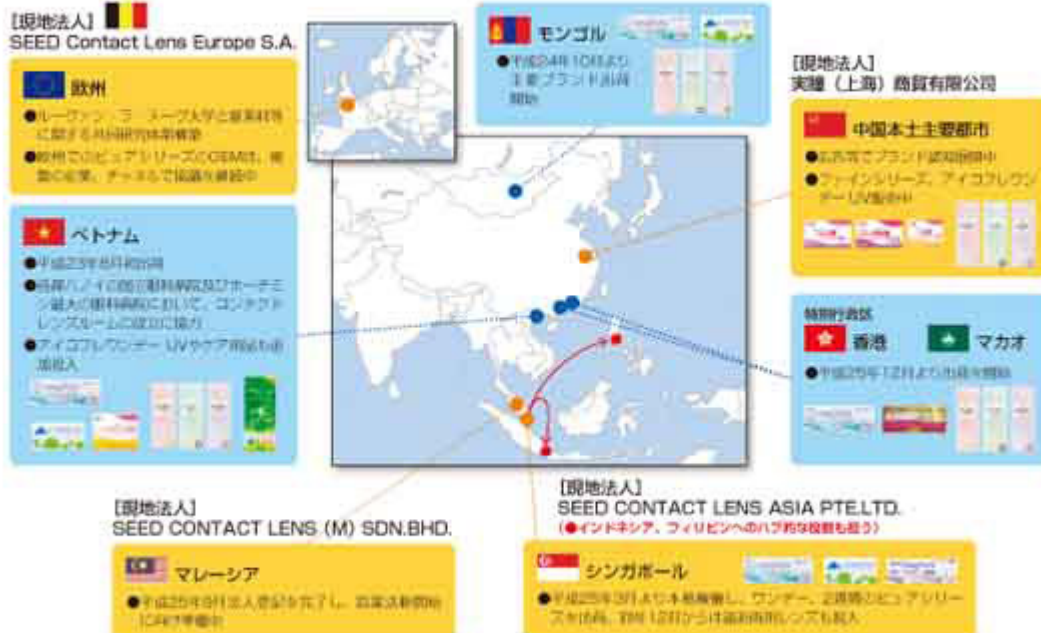
この結果、平成22年3月期以降は自社製品を主軸に着実に売上高を伸ばすことにより、自社製品比率を向上させ、「モノづくり」への原点回帰を果たしました。

### 〈連結売上高の推移〉



## ■ 海外での事業展開について

平成23年8月ベトナムへの初出荷を皮切りに、同年12月に英属（上海）商貿有限公司の、平成25年3月からはSEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）の営業を開始いたしました。以降も進出地域を拡大しており、モンゴルや香港・マカオ地区への出荷も開始。アジア地域での営業を強化するとともに、欧州での研究体制を構築し、世界に通用するシードを目指しております。



## 4 業績等の推移

## ■ 主要な経営指標等の推移（連結）

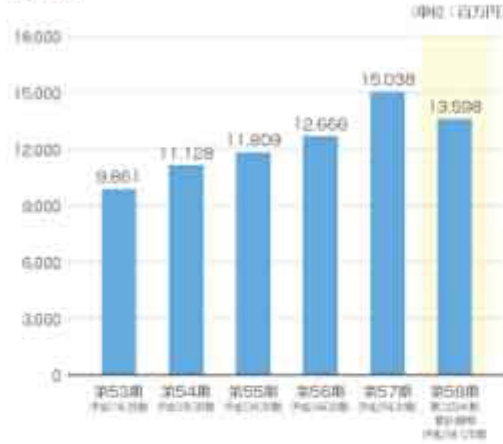
回 次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期 第3四半期
決 算 年 月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成25年12月
売上高（千円）	9,861,025	11,128,525	11,809,385	12,666,238	15,038,871	13,598,553
経常利益又は経常損失(注1)（千円）	△ 518,019	74,317	164,071	296,814	761,489	638,892
当期（四半期）純利益 又は当期純損失(△)（千円）	△ 1,656,490	121,685	114,979	187,340	969,100	265,861
当期利益又は当期純利益（千円）	-	-	118,383	237,144	998,472	267,534
純資産額（千円）	5,324,186	5,444,931	5,524,762	5,723,392	6,644,617	6,758,298
総資産額（千円）	15,433,216	15,480,890	14,792,107	15,052,472	20,349,105	21,014,160
1株当たりの純資産額（円）	891.23	709.91	717.29	743.06	862.71	877.45
1株当たりの当期純利益 又は1株当たりの純損失(注1)（円）	△ 203.69	15.80	14.93	24.32	125.82	34.52
若在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益	-	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	34.6	35.2	37.3	38.0	32.7	32.2
自己資本利益率（％）	-	2.3	2.1	3.3	15.7	4.0
株価収益率（倍）	-	20.89	18.86	10.40	8.15	53.89
営業利益増減率(注2)（千円）	△ 1,096,162	469,367	1,890,502	1,619,384	1,768,788	857,149
営業損失増減率(注2)（千円）	△ 1,544,152	△ 726,379	△ 14,511	△ 450,080	△ 1,766,272	△ 876,035
経常利益増減率(注2)（千円）	2,460,822	254,129	△ 1,227,737	△ 1,220,673	213,214	△ 12,585
現金及び現金同等物の 期末（四半期末）残高（千円）	353,929	351,069	899,097	947,372	1,169,329	1,142,178
従業員数 (注3、平均臨時雇用者数)（人）	411 (281)	421 (314)	441 (230)	454 (235)	498 (294)	571 (268)

(注1) 1. 売上高に付的費用等は含まれておりません。

2. 第54期から第57期の若在株式調整後1株当たり当期純利益については、相対化効果を表す若在株式が存在しないため、ならびに、第58期第3四半期の若在株式調整後1株当たり当期純利益については、若在株式が存在しないため記載しておりません。また、第53期の若在株式調整後1株当たり当期純利益については、若在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第53期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を算上していません。

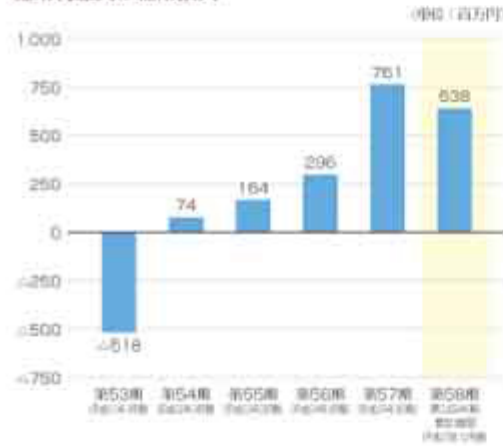
### 売上高



### 純資産額/総資産額



### 経常利益又は経常損失



### 1株当たり純資産額



### 当期(四半期)純利益又は当期純損失



### 1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失



## 5 トピックス

### ■ 高性能かつ環境にも配慮した鴻巣研究所



高品質な使い捨てコンタクトレンズの大量生産を可能にしている鴻巣研究所は、CO<sub>2</sub>排出量削減をはじめとする様々な観点から環境にも配慮したエコロジーな工場です。

所在地：埼玉県鴻巣市袋1030番7号

敷地面積：約37,500㎡

生産能力：約65万枚/日（月産約2,000万枚）

#### CO<sub>2</sub>排出量を削減

スチームアキュムレーター（※）を導入した「電気式蒸気発生システム」などの採用により、燃焼設備を最小限に抑え、製造設備からのCO<sub>2</sub>排出量を限りなくゼロにしています。

また、建物屋上に太陽光発電システムを設置し、クリーンエネルギーの利用と遮熱効果による資源の有効活用も行っております。

※コンタクトレンズを高圧滅菌させるために欠かせない水蒸気を、安定的かつ経済的に供給するため、夜間電力などを利用して発生させた水蒸気を加圧状態で蓄えておく装置。

#### 大量の水使用量の削減とプラスチック廃材のリサイクル

ソフトコンタクトレンズの製造において大量使用される純水。その精製過程で生じる排水も無駄にせず、工場内で再利用できるシステムを構築し、大幅な節水を可能にしています。

このほか、製造工程で排出されるプラスチック廃材のリサイクルなど、環境に配慮した技術と設備を整え、企業活動を通じた地球環境保全にも取り組んでおります。



### ■ 新棟（2号棟）の建設にも着手し、生産能力の増強を図っております

細分化する消費者ニーズに対応して多品種生産に対応できるよう、また、高付加価値製品の研究活動のため、鴻巣研究所の敷地内に新棟（2号棟）を建設しております。

平成26年8月に月産約1,000万枚（1日使い捨てコンタクトレンズ換算）規模の生産設備の設置が可能となる建物が完成いたします。当該建物への製造設備の導入（第一次）が平成27年3月に完了いたしますと、追加で月産約500万枚の生産体制が整います。

新棟建築により、さらに安定した製品の供給ならびにお客様のニーズに合った様々な機能を有したコンタクトレンズの提供を目指します。



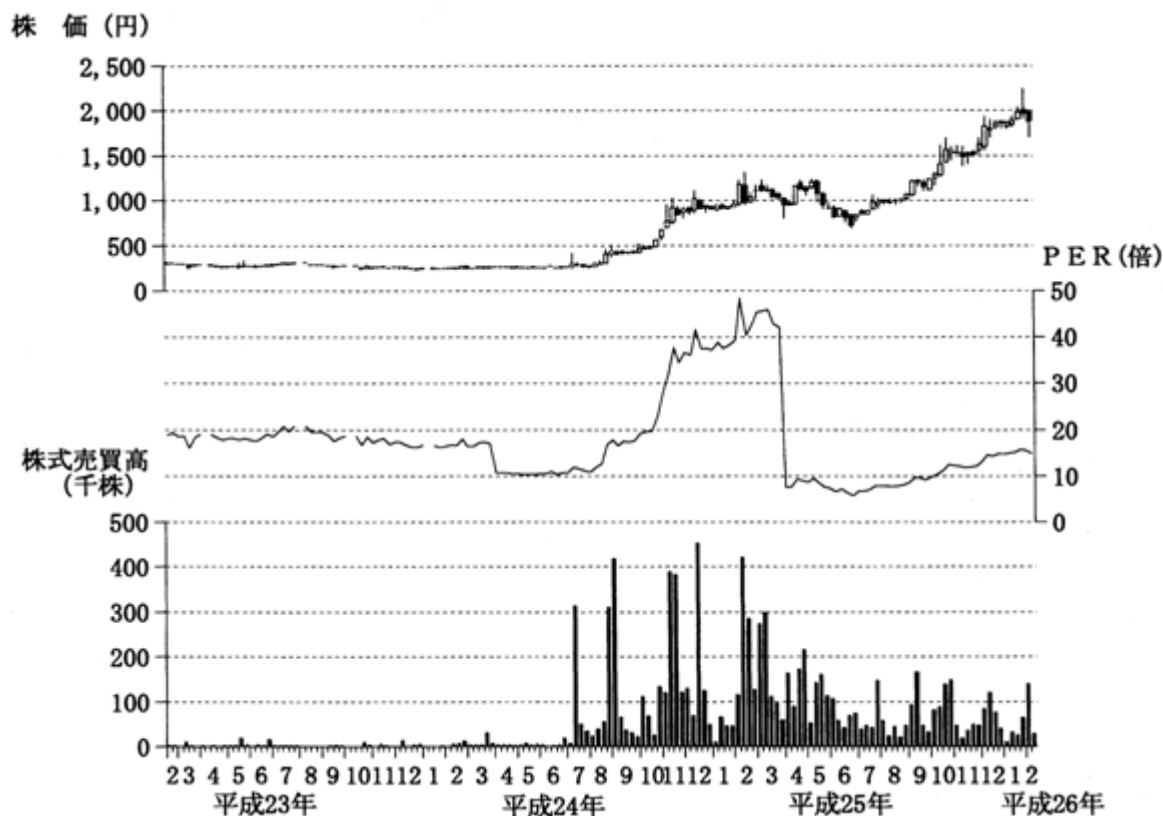
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年2月14日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所（ ）及び平成25年7月16日から平成26年2月7日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



- （注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年2月14日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成26年2月7日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

### 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年8月17日から平成26年2月7日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月17日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年2月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月17日）現在以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社鴻巣研究所 (埼玉県鴻巣市)	コンタクトレ ンズ・ケア用 品事業	コンタクトレ ンズの製造・ 研究開発棟 (建物)	2,452	- (注) 3	自己資金、借 入金及び自己 株式処分資金 (注) 2	平成25年 10月	平成26年 8月	完成後、月産約 1,000万枚（1日 使い捨てコンタ クトレンズ換算）規 模の生産設備の設 置が可能
		コンタクトレ ンズの製造・ 研究開発棟 (製造設備)	2,193 (注) 4	-	自己資金、借 入金、リース 及び自己株式 処分資金 (注) 2	平成25年 12月	平成27年 3月	月産約500万枚 （1日使い捨てコ ンタクトレンズ換 算）の生産量増加

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 資金調達方法欄の自己株式処分資金は、今回の一般募集及び本件第三者割当による調達資金であります。

3 投資予定金額の既支払額には、決済手段として振り出している約束手形444百万円（平成26年2月28日付）は含めておりません。

4 投資予定金額の総額には、受給が決定している「平成24年度円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金」638百万円は含めておりません。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第57期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月17日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年7月2日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中山友之氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、山本雄一郎氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	64,799	2	-	（注）1	可決（98.74%）
第2号議案 中山 友之	64,800	2	-	（注）2	可決（98.74%）
第3号議案 山本 雄一郎	64,800	2	-	（注）2	可決（98.74%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第57期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第57期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年10月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第58期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

株式会社シード

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シードの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 25 年 6 月 26 日

株 式 会 社 シ ー ド

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シードの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シードの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社シードが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

1．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 26 日

株 式 会 社 シ ー ド

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江黒 崇史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シードの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シードの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。